議案第４８号

鳥取県部等設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県部等設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年２月24日

鳥取県知事　　片　　山　　善　　博

鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部等設置条例（平成６年鳥取県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」と

いう。）を加える。

　次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（総務部の所掌事務）	（総務部の所掌事務）
第３条　総務部の所掌事務は、次のとおりとする。	第３条　総務部の所掌事務は、次のとおりとする。
（１）　略	（１）　略
（２）　住民自治の支援に関する事項	
（３）　略	（２）　略
（４）　略	（３）　略
（５）　略	（４）　略
（６）　略	（５）　略
（７）　略	（６）　略
（８）　略	（７）　略
（９）　文書及び広聴に関する事項	（８）　文書、広報及び広聴に関する事項

(10)　略	（９）　略
(11)　農業協同組合等の検査に関する事項	
(12)　私立学校、学術及び科学技術に関する事項	(10)　私立学校、学術及び科学技術に関すること。
	(11)　市町村の振興に関する事項
	(12)　国際交流の推進に関する事項
(13)　略	(13)　略
(14)　庶務の集中処理に関する事項	
(15)　略	(14)　略
（企画部の所掌事務）	（企画部の所掌事務）
第４条　企画部の所掌事務は、次のとおりとする。	第４条　企画部の所掌事務は、次のとおりとする。
（１）　略	（１）　略
（２）　広報に関する事項	
（３）　地域及び市町村の振興に関する事項	（２）　地域の振興に関する事項
（４）　略	（３）　略
（５）　略	（４）　略
（６）　略	（５）　略
（７）　略	（６）　略
（８）　略	（７）　略

（９）　略	（８）　略
（文化観光局の所掌事務） 第５条　文化観光局の所掌事務は、次のとおりとする。 （１）及び（２）　略 （３）　国内交流及び国際交流の推進に関する事項	（文化観光局の所掌事務） 第５条　文化観光局の所掌事務は、次のとおりとする。 （１）及び（２）　略 （３）　国内交流の推進に関する事項
（行政監察監の所掌事務） 第11条　行政監察監の所掌事務は、県の業務の実施状況の監察及び建設事業の評価に関する事項とする。	（行政監察監の所掌事務） 第11条　行政監察監の所掌事務は、県の業務の実施状況の監察及び工事の検査に関する事項とする。

附　則

この条例は、平成18年４月１日から施行する。